

2018年（平成30年）6月12日

入国者収容所大村入国管理センター所長 殿

大阪弁護士会

会 長 竹岡 富美男

勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）により、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認めましたので、以下のとおり勸告します。

第1 勸告の要旨

入国者収容所大村入国管理センター所長は、申立人に仮放免許可をすること

第2 勸告の理由

1 認定した事実

- (1) 申立人は、ベトナム国籍を有する外国籍者であるところ、平成16年6月10日、母親の呼び寄せにより定住者の在留資格で入国した（当時17歳）。
- (2) 申立人は、平成19年7月18日に窃盗の罪2件で懲役1年の判決を言い渡され、服役した。
- (3) 申立人は、平成21年4月20日及び平成22年4月30日に在留期間更新許可を受けた。
- (4) 申立人は、働いていた工場を解雇されて金銭に困窮するようになり、知り合ったベトナム人らに誘われて、平成23年6月から7月までを中心に、ドラッグストア等で20～30回にわたり窃盗を繰り返した。その後に共犯者が逮捕されたのを機に窃盗を止めた。
- (5) 申立人は、その後に配偶者となる女性（以下「配偶者」という。ベトナム国籍で在留資格は永住者である。）と知り合って平成24年9月頃から同居を開始したが、上記（4）の犯行により逮捕されることを恐れて虚偽の住居地変更の届け出をしていた。
- (6) 配偶者が申立人との間の子を妊娠し、申立人らは平成25年5月27日に婚姻した。

- (7) 申立人は、同年7月17日に在留期間更新許可を受けたが、その帰宅途中に窃盗の罪で逮捕された。
- (8) 配偶者は、同年9月9日に子ども（以下「子ども」という。）を出産した。子どもの在留資格は、永住者の配偶者等である。
- (9) 申立人は、同年10月10日に窃盗の罪で懲役2年4月の実刑判決を受けた。申立人は、当該懲役刑について服役中の平成27年9月15日に退去強制令書を発付され、同年9月24日に出所に続き大阪入国管理局に収容された。
- (10) 申立人は、申立代理人に退去強制令書発付処分の取消訴訟を依頼し、同訴訟を平成28年2月29日付けで大阪地方裁判所に提起した。
- 申立人の退去強制令書発付処分取消請求の理由は、入管法第50条第1項第4号に基づく在留特別許可を付与しなかった大阪入国管理局長の判断には、裁量権の範囲の逸脱・濫用がある、というものである。
- 具体的には、申立人が実刑判決を受けたのは配偶者と知り合う前に犯した罪によること、日本での滞在経過、本国に身寄りがないこと、永住者と婚姻し子がいることなどを考慮すべきであること、これは法務省入国管理局がこれまでの行政先例の積み重ねの成果として策定・改訂している在留特別許可の判断基準である「在留特別許可に係るガイドライン」に照らすと明らかに積極要素が消極要素を大きく上回っていること、を主張している。
- 平成30年3月15日に一審判決で請求棄却の判断がされたため、現在控訴中である。
- (11) 申立人は、申立代理人を通じて、平成27年10月に1回目、取消訴訟提起後の平成28年3月4日に2回目、その後も断続的に申立時点までで合計8回の仮放免許可申請を行ったが、いずれも不許可となった。
- 申立代理人は、いずれの仮放免許可申請においても、平成22年9月9日付けの日本弁護士連合会と法務省入国管理局との合意に基づき、仮放免許可申請者の出頭義務の履行に対する協力を表明することを積極的事由として適正に評価されることとなる申立人の代理人名義の協力申出書を提出していた。
- なお、最近では平成30年2月26日にも仮放免許可申請をしたが、同年4月17日付で不許可処分が出された。
- (12) 申立人は、遺伝的要因の他ストレスなどの環境的な要因も関与するとされるバセドウ病を発症し、現在治療中である。
- (13) 配偶者及び子どもは、現在、埼玉県にて生活している。配偶者は、平成26年1月以降、定職に就いて給与収入を得ている。

子どもは、現在4歳であるところ、出生時から扁桃腺が腫れる症状を有しているほか、発熱、食欲不振及び咀嚼力が弱い等の症状を有し、平成30年4月には睡眠時無呼吸症候群及びアデノイド肥大で手術を受けた。

配偶者は、仕事のために一人では養育困難であることから、子どもをベトナムにいる自己の母親に預けて育ててもらっている。そのため、子どもは、半年ほどベトナムで配偶者の母親と生活し、残りの半年ほど同人が短期滞在で日本に入国する際に連れて来られ、配偶者と一緒に生活することができるという状況を繰り返している。

- (14) 申立人ら家族の意向としては、仮放免が認められた場合には、配偶者が働いて生活費を稼ぎ、申立人が子どもの育児を行い、家族3人で一緒に生活を行う予定である。

2 当会の判断

(1) 人身の自由の重要性

人身の自由は、憲法第13条、国際人権B規約第9条¹において保障されるとおり、あらゆる人権の根源となる重要な基本的人権であり、国籍や在留資格の有無にかかわらず、すべての人に等しく認められるべきである。そして、人身の自由を侵害する収容については、より制限的でない選択しうる手段を採る必要がある。

そこで日本における状況を見ると、地方入国管理局において退去強制事由ありと疑われる者を収容する際に、退去強制されるまで当該容疑者が無制限に収容されることも可能な、全くの自由裁量の下に置かれる実態がある。

これに対し、容疑者を収容する目的は、送還のための身体の確保にある。しかし、この目的は、被収容者の生活状況、経歴、性格、滞在歴等の個別事情に応じ、仮放免にあたって課される保証人、保証金、居住地制限その他の条件等、より制限的でない方法によって達成することが可能である。

したがって、身体の確保という目的のために人身の自由を侵害する収容と

¹ 国際人権B規約第9条

1 すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

2 逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。

3 刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。

4 逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。

5 違法に逮捕され又は抑留された者は、賠償を受ける権利を有する。

いう手段を原則とすることは許されず、仮放免許可申請者に仮放免を許可する必要性及び相当性が認められる限り、仮放免を許可すべきである。漫然と収容を継続することは、人権侵害のおそれがある。

(2) 子どもの最善の利益への考慮及び家庭生活を送る権利の保障

また、子どもの権利条約第9条²の児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保すべきとする規定及び国際人権B規約第17条及び第23条³の「家庭生活を送る権利」が国家から不当に制限されないことを保障する趣旨に照らし、本件において申立人の子どもと配偶者が家庭生活を送る権利はいたずらに侵害されるべきではない。この点も申立人の仮放免の必要性として考慮されるべきである。

(3) 平成27年9月18日法務省管警第263号「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」による指示

法務省では、平成27年9月18日法務省管警第263号「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」により、退去強制を受ける者を送還可能となるまで無期限に収容することができるとする法の規定に対し、「相当の期間を経過してもなお、送還の見込みが立たない被収容者については、人道的な観点からも、同法（出入国管理及び難民認定法）第54条による仮放免を活用」することを指示している。

具体的には「傷病者はもとより、訴訟の提起・係属、難民認定申請中、旅券取得困難など送還に支障のある事情を有するために、送還の見込みが立たない者については、更なる仮放免の活用を図る」べきことを通達している。

(4) 本件における仮放免の必要性

² 子どもの権利条約第9条

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

³ 国際人権B規約第17条

1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

同第23条

1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

本件では、申立人が大阪入国管理局に収容されてから既に2年半以上が経過し、現在は長崎県の入国者収容所大村入国管理センターに移送されている。また、申立人が国に対して提訴した退去強制令書発付処分取消訴訟は、大阪地方裁判所の一審判決を受けて控訴中であり、今後も審理が進行する予定である上に、上告の可能性もあることからすれば、申立人の退去強制処分が確定しないままに収容の期間は今後も長期化していくことが明らかである。このような長期の収容自体に人道上の問題があることは明らかであり、仮放免を許可する必要性は高い。

また、申立人は、上記訴訟の準備のためにも、仮放免許可を受ける必要がある。

さらに、申立人には、配偶者と病弱な子どもがいる。申立人ら家族の希望は、家族3人で日本国内において生活することであるが、配偶者の仕事が多忙であるのに申立人が収容されて育児に携われないことから、配偶者の母親の協力の下、子どもは日本とベトナムの両国を往復する生活を送らざるを得ない状況である。子どもの最善の利益、すなわち安定した環境での家族との生活を実現するためには、申立人が仮放免され、子どもの監護養育を担当することが必要不可欠である。

(5) 本件における仮放免の相当性

他方、申立人は、家族とともに暮らすことを望んでいること、退去強制令書発付処分取消訴訟に臨んでおり逃亡の虞がないこと、配偶者が経済的に安定しており申立人が仮放免の条件に反して稼働する必要はないため在留資格制度にも反しないこと、申立人の代理人弁護士が協力申出書を差し出し申立人の出頭義務の履行に対する協力をする旨表明していることなどからすれば、申立人の仮放免を許可する相当性は十分にある。

(6) 結論

以上のとおり、申立人に対して仮放免をする必要性及び相当性が認められることからすれば、申立人の仮放免許可申請が繰り返し不許可とされた上、現在に至るまで収容を継続していることは、人権侵害のおそれがある。

法務省入国管理局においては、通達により仮放免の活用を指示する一方で、この趣旨に反し、申立人に限らず、退去強制令書の発付を受けた外国人について収容期間を長期化させているとの報道もされており、収容を原則とする運用がなされ人身の自由が侵害されていることが懸念される。

よって、当会は、本件について、申立人に仮放免許可をすることを勧告する。

以上